

施設機械工事等共通仕様書 読替規程

【表紙】 農林水産省農村振興局整備部設計課 ⇒ 青森県農林水産部農村整備課

【本文共通】

農林水産省 ⇒ 青森県

特別仕様書 ⇒ 特記仕様書

契約書第18条5項 ⇒ 契約書第18条6項

契約書第43条2項 ⇒ 契約書第39条2項

段階確認、施工段階確認 ⇒ 施工検査

会計法（昭和22年 法律第35号） ⇒ 地方自治法（昭和22年 法律第67号）

【本文個別】

第1章 総 則

第1節 総 則

「適用」関係

1. 適用工事

青森県施設機械工事等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、青森県が発注する農業農村整備事業、海岸保全事業及び地すべり対策事業に係る工事のうち、施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事及びその他これに類する土木構造物に関連した施設機械設備等の製作据付工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用に当たって、「請負工事等監督要領」及び「青森県工事検査基準」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。

また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。

「用語の定義」関係

2. ～ 4. 【適用除外】

「調査・試験に対する協力」関係

5. 低入札価格調査

(1) 施工体制台帳の提出及びそのヒアリング

①青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日青監第888号）の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項の規定にかかわらず建設業法第24条の7第1項の規定に準じて施工体制台帳を作成するものとし、監督職員に提出しなければならない。

②前項①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

青森県低入札価格調査制度運用マニュアルの規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合には、施工計画書の提出に当たり、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

「技術検査」関係 【適用除外】

施設機械工事等施工管理基準 読替規程

次の語句をそれぞれ読替えて準用する。

- (1) 農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業、直轄地すべり対策事業及び直轄災害復旧事業に係る直轄工事 ⇒ 青森県が発注する農業農村整備事業、海岸保全事業及び地すべり対策事業に係る工事
- (2) 地方農政局 ⇒ 青森県
- (3) 特別仕様書 ⇒ 特記仕様書
- (4) 土木工事施工管理基準 ⇒ 農村整備土木工事施工管理基準